

令和元年9月13日

福島県知事様

福島県商業まちづくり審議会会長

福島県商業まちづくりの推進に関する条例に基づく届出について（答申）

令和元年7月23日付け元産第1291号で諮問のあったこのことについて、審議検討の結果、意見はありません。

なお、株式会社アクティブワン、二本松市及び県に対して、以下のとおり要望します。

記

1 株式会社アクティブワンに対する要望

- (1) 造成・建築工事の実施にあたっては、周辺環境の保全に十分に留意すること。
- (2) 地域との共存共栄の観点から、特に以下の点を踏まえ、地域貢献活動に積極的に取り組むこと。
 - 災害時に避難場所としての施設の開放や物資の提供を行うなど、地域防災に関する取組に努めること。
 - 来店客の自家用車以外でのアクセスが円滑になるよう、福島交通二本松営業所に発着する路線バスとの連携に努めること。
 - 二本松市のまちづくりや地域づくりに積極的に参画し、長期にわたり地域に根ざした店舗の運営に努めること。

2 二本松市に対する要望

特定小売商業施設と商店街等との共存共栄の観点から、商店街等の振興に向けた施策を積極的に実施するなど、引き続き商業まちづくりの推進に取り組むこと。

3 県に対する要望

交通渋滞対策等について、大規模小売店舗立地法に基づき適切に対応すること。